

議会基本条例検証作業部会の運営について

議会基本条例検証作業部会（以下「検証作業部会」という）の運営については、以下のとおりとする。

1 検証作業部会の委員

| 会 派 | 委 員 | |
|-----------|-----|----------|
| 自民党（4名） | 会長 | 佐々木 としたか |
| | 委員 | 田中 しゅんすけ |
| | 委員 | 中村 とらあき |
| | 委員 | 間中 りんぺい |
| 公明党（2名） | 副会長 | しば 佳代子 |
| | 委員 | 鈴木 こうすけ |
| 共産党（2名） | 委員 | 竹内 愛 |
| | 委員 | 石川 すみえ |
| 民主クラブ（1名） | 委員 | おばた 健太郎 |

※議会運営委員会出席会派以外の会派及び無所属議員については、検証作業部会が必要と認めた場合、オブザーバーとして出席できるものとする。

2 検証作業の進め方

検証作業の進め方については、検証作業部会に一任することが令和3年5月20日の議会運営委員会で決定している。なお、検証作業部会における検証結果については、議会運営委員会に報告する。

3 会議の公開

検証作業部会における会議については、議会基本条例の趣旨に鑑み、原則「公開」とし、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 会議の傍聴

会議の傍聴に係る手続き等については、「東京都板橋区議会傍聴についての規則」を準用する。

(2) 会議資料・会議録の公表

会議終了後、要点筆記による会議録を作成の上、会議資料とともに区議会ホームページに掲載する。

4 検証作業のスケジュール

各会派及び事務局から提出された課題について、下記スケジュールに沿って、検証を進めていく。

| 時期 | 内容 | 提出者 |
|----------|-------------------|--------------|
| 令和3年7～9月 | 第5条 会派 | 自民党 |
| | 第8条 情報公開の推進 | 共産党 民主クラブ |
| | 第11条 多様な意見及び要望の把握 | 共産党 |
| | 第12条 議会報告会 | 公明党 |



| | | |
|------------|------------------------|---------------|
| 令和3年10～12月 | 第15条 区長等による政策等の形成過程の説明 | 共産党 |
| | 第17条 危機管理 | 自民党 区議会事務局 |
| | 第4条 議員の活動原則 | 区議会事務局 |
| | 第18条 委員間討論 | 区議会事務局 |
| | 第21条 議会図書室 | 区議会事務局 |



| | |
|--------|-------------------|
| 令和4年2月 | [議会運営委員会] 検証結果の報告 |
|--------|-------------------|



[条例を改正する場合]

| | |
|--------|-------------------------|
| 令和4年2月 | [全員協議会] 条例改正の内容説明及び意見聴取 |
| 令和4年3月 | [本会議] 条例改正 |



| | |
|--------|------------------------|
| 令和4年4月 | 区議会だより・ホームページでの検証結果の公表 |
|--------|------------------------|

5 検証のながれ

(1) 初回

①各課題について提出者による内容説明、②質疑・意見交換、③課題シートの配付（次回までに事前提出）

(2) 2回目以降

①各課題について各会派から意見説明、②質疑・意見交換、③意見集約・方向性の決定